

○千葉県地域防災計画【地震・津波附編〔東海地震に係る周辺地域としての対応計画〕】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
東日本旅客鉄道 東-2-4	名称修正	<p align="center">第2章 防災機関の業務</p> <p>5 指定公共機関 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 <u>首都圏本部</u></p>	<p align="center">第2章 防災機関の業務</p> <p>5 指定公共機関 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</p>
防災対策課 災害情報室 東-2-5	指定公共機関に 指定されたため	<u>楽天モバイル株式会社</u> <u>電話、携帯電話等の通信の確保に関すること</u>	<u>(新規)</u>
産業保安課 東-2-6	公益法人化のため	6 指定地方公共機関 <u>公益</u> 社団法人千葉県LPガス協会	6 指定地方公共機関 <u>一般</u> 社団法人千葉県LPガス協会
東日本旅客鉄道 東-3-2	名称修正	<p align="center">第3章 事前の措置</p> <p align="center">第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 <u>首都圏本部</u></p>	<p align="center">第3章 事前の措置</p> <p align="center">第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</p>
産業保安課 東-3-6	公益法人化のため	<p align="center">第2節 事業所に対する指導、要請</p> <p>(<u>公</u>社) 千葉県LPガス協会</p>	<p align="center">第2節 事業所に対する指導、要請</p> <p>(<u>一</u>社) 千葉県LPガス協会</p>
防災対策課 情報通信管理室	現在使用しているシステムに 時点修正	<p align="center">第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</p> <p align="center">第1節 東海地震注意情報の伝達</p> <p><u>気象情報伝送処理システム (アデス)</u></p>	<p align="center">第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</p> <p align="center">第1節 東海地震注意情報の伝達</p> <p><u>気象庁防災情報提供システム</u> ※銚子地方气象台と県防災危機管理部間の伝達手段</p>
災害情報室	指定公共機関に 指定されたため	<u>楽天モバイル(株)</u>	<u>(新規)</u>
産業保安課 東-4-2	公益法人化のため	(<u>公</u> 社) 千葉県LPガス協会	(<u>一</u> 社) 千葉県LPガス協会

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
警察本部 東-4-4 防災対策課 災害情報室 東-4-4	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため 指定公共機関に指定されたため	<p style="text-align: center;">第2節 活動体制の準備等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">県 警 察</td> <td>(1) 災害警備本部の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等</td> </tr> <tr> <td> (株)NTTドコモ 千葉支店 <u>KDDI(株)</u> <u>ソフトバンク(株)</u> <u>楽天モバイル(株)</u> </td> <td> 東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置 </td> </tr> </table>	県 警 察	(1) 災害警備 本部 の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等	(株)NTTドコモ 千葉支店 <u>KDDI(株)</u> <u>ソフトバンク(株)</u> <u>楽天モバイル(株)</u>	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置	<p style="text-align: center;">第2節 活動体制の準備等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">県 警 察</td> <td>(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等</td> </tr> <tr> <td> (株)NTTドコモ 千葉支店 <u>(新規)</u> </td> <td> 東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置 </td> </tr> </table>	県 警 察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等	(株)NTTドコモ 千葉支店 <u>(新規)</u>	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
県 警 察	(1) 災害警備 本部 の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等										
(株)NTTドコモ 千葉支店 <u>KDDI(株)</u> <u>ソフトバンク(株)</u> <u>楽天モバイル(株)</u>	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置										
県 警 察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等										
(株)NTTドコモ 千葉支店 <u>(新規)</u>	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置										
東日本旅客鉄道 東-4-5	名称修正	<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部</p> <p>(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社及び、<u>関係</u>現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。</p>	<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</p> <p>(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、<u>地区指導センター</u>及び、現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された 場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。</p>								
東日本旅客鉄道 東-4-8	名称修正	<p style="text-align: center;">第4節 混乱防止の措置</p> <p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部</p>	<p style="text-align: center;">第4節 混乱防止の措置</p> <p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</p>								
防災対策課 災害情報室 東-4-9	指定公共機関に指定されたため	<p style="text-align: center;">第4節 混乱防止の措置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>ソフトバンク株式会社</u></td> <td><u>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td><u>東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため向け速やかに社内に情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。</u></td> </tr> </table>	<u>ソフトバンク株式会社</u>	<u>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</u>	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため向け速やかに社内に情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。</u>	<p style="text-align: center;">第4節 混乱防止の措置</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p>				
<u>ソフトバンク株式会社</u>	<u>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</u>										
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため向け速やかに社内に情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。</u>										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
防災対策課 災害情報室 東-5-6 東日本旅客鉄道 東-5-6	指定公共機関に 指定されたため 名称修正	<p style="text-align: center;">第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第1節 活動体制</p> <p>2 市町村・各防災機関の活動体制</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">ソフトバンク株式会社</td> <td>(1) 防災体制の確立 ソフトバンク(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。 (2) 動員 ソフトバンク(株)は、災害対策本部等に必要の要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル株式会社</td> <td>(1) 対策組織の設置 楽天モバイル(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。 (2) 動員 対策組織に必要な要員については、参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部</td> <td>(略) (2) 地区地震災害警戒本部の設置 エリア長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</td> </tr> </table>	ソフトバンク株式会社	(1) 防災体制の確立 ソフトバンク(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。 (2) 動員 ソフトバンク(株)は、災害対策本部等に必要の要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。	楽天モバイル株式会社	(1) 対策組織の設置 楽天モバイル(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。 (2) 動員 対策組織に必要な要員については、参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部	(略) (2) 地区地震災害警戒本部の設置 エリア長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。	<p style="text-align: center;">第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第1節 活動体制</p> <p>2 市町村・各防災機関の活動体制</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</td> <td>(略) (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</td> </tr> </table>	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	(略) (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
ソフトバンク株式会社	(1) 防災体制の確立 ソフトバンク(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。 (2) 動員 ソフトバンク(株)は、災害対策本部等に必要の要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。										
楽天モバイル株式会社	(1) 対策組織の設置 楽天モバイル(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。 (2) 動員 対策組織に必要な要員については、参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。										
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部	(略) (2) 地区地震災害警戒本部の設置 エリア長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。										
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	(略) (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。										
防災対策課 情報通信管理室 災害情報室 産業保安課 東-5-9	現在使用しているシステムに時点修正 指定公共機関に指定されたため 公益法人化のため	<p style="text-align: center;">第2節 警戒宣言の伝達及び広報 <u>気象情報伝送処理システム (アデス)</u></p> <p><u>楽天モバイル(株)</u></p> <p>(<u>公社</u>) 千葉県LPガス協会</p>	<p style="text-align: center;">第2節 警戒宣言の伝達及び広報 気象庁防災情報提供システム ※銚子地方気象台と県防災危機管理部間の伝達手段</p> <p>(<u>新規</u>)</p> <p>(一社) 千葉県LPガス協会</p>								
河川環境課 東-5-14	用語の修正	<p style="text-align: center;">第4節 水防・消防等対策</p> <p>2 市町村</p> <p>(3) 津波浸水想定地域、土砂災害警戒区域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備</p>	<p style="text-align: center;">第4節 水防・消防等対策</p> <p>2 市町村</p> <p>(3) 津波浸水想定地域、土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備</p>								

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
東日本旅客鉄道 東-5-16	名称修正	<p style="text-align: center;">第5節 公共輸送対策</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社の措置 (4) 主要駅の対応措置 ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 公共輸送対策</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社の措置 (4) 主要駅の対応措置 ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、<u>地区指導センター社員</u>等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。</p>
防災対策課 災害情報室 東-5-34	指定公共機関に 指定されたため	<p style="text-align: center;">第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</p> <p>5 通信対策 <u>ソフトバンク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。</u> <u>(1) 防災体制の確立・動員</u> <u>必要に応じて、防災業務計画に基づく対策組織を設置する。</u> <u>必要な要員については、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</u> <u>(2) 災害対策用資機材の配備および確保</u> <u>重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備し、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。</u> <u>(3) 重要通信のそ通確保</u> <u>警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</u> <u>楽天モバイル株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。</u> <u>(1) 防災体制の確立</u> <u>防災業務計画に基づく対策組織を設置する。</u> <u>(2) 動員</u> <u>参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</p> <p>5 通信対策 <u>(新規)</u></p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>(3) 災害対策用資機材の確保</u> <u>災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。なお、人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施する。</u></p> <p><u>(4) 通信の利用制限等の措置</u> <u>地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。</u></p>	現行
公園緑地課 東-5-43	令和4年3月31日に市野谷の森公園が供用開始されたため。	<p style="text-align: center;">第11節 その他の対策</p> <p>(3) 県土整備部 警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として供用を自粛する。 各施設においては利用者に協力を呼びかける。 該当施設 青葉の森公園、幕張海浜公園、柏の葉公園、行田公園、印旛沼公園、北総花の丘公園、蓮沼海浜公園、長生の森公園、富津公園、羽衣公園、館山運動公園、手賀沼自然ふれあい緑道、八千代広域公園、<u>市野谷の森公園</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 その他の対策</p> <p>(3) 県土整備部 警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として供用を自粛する。 各施設においては利用者に協力を呼びかける。 該当施設 青葉の森公園、幕張海浜公園、柏の葉公園、行田公園、印旛沼公園、北総花の丘公園、蓮沼海浜公園、長生の森公園、富津公園、羽衣公園、館山運動公園、手賀沼自然ふれあい緑道、八千代広域公園 <u>(新規)</u></p>